

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成30年1月23日（平成30年（行情）諮問第37号）

答申日：平成31年3月26日（平成30年度（行情）答申第532号）

事件名：「そうび」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『そうび』（2016.9.26一本本B1010で特定された以降のもの）。※電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「『そうび No. 187』（表紙及び目次を除く。）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年8月4日付け防官文第11880号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し及び電磁的記録の特定を求める。

#### 2 審査請求の理由

(1) 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

(2) 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

(3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術

的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

(4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

(5) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条を適用し、まず、平成29年5月19日付け防官文第7932号により、No. 187の表紙及び目次について開示決定処分を行った後、平成29年8月4日付け防官文第11880号により、本件対象文書について法5条1号及び3号の不開示情報に該当する部分を不開示とする原処分を行った。本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

#### 2 本件対象文書について

航空自衛隊補給本部（以下「補給本部」という。）は、本件対象文書の原稿として寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録及び補給本部が作成した巻頭・巻末の電磁的記録をパソコンで一旦保存し、編集した後、印刷・製本業務を委託している印刷業者に対し、同パソコンから当該業者持参の可搬記憶媒体（USBメモリ）に編集した電磁的記録を保存させ、これを基に印刷、製本された冊子を当該業者に納品させた。納品後、当該電磁的記録は部内ホームページに掲載するため速やかにPDF形式の電磁的記録に変換した。

寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録、補給本部が作成した巻頭・巻末の電磁的記録及び編集した電磁的記録は、製本された冊子が納品され、PDF形式に変換した時点で不要となることから、PDF形式に変換後速やかに廃棄するとともに、印刷業者に対しても可搬記憶媒体（USBメモリ）に保存した電磁的記録を削除させている。

以上のとおり、補給本部では本件対象文書を冊子（紙）で及びPDF形式の電磁的記録で管理しており、PDF形式以外の電磁的記録は保有しておらず、また、原処分にあたっては、確実に期するために文書管理を行っている補給本部において、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行い、PDF形式以外の電磁的記録を保有していないことを確認した。

さらに、本件審査請求を受け、再度、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、PDF形式以外の電磁的記録は確認されなかった。

### 3 不開示とした部分及び理由について

原処分において、不開示とした部分及び法5条の該当性については、別紙のとおりである。

### 4 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式であり、それ以外の電磁的記録は保有していない。

なお、審査請求人は処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式まで明示していない。

- (2) 審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しない。

- (3) 審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件審査請求が提起された時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

- (4) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定処分 of 取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙のとおり同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |               |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年1月23日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年2月9日     | 審議            |
| ④ | 平成31年3月5日  | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月22日      | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消し及び本件対象文書の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

上記第3の2で諮問庁が説明する本件対象文書の作成方法を踏まえると、本件対象文書についてPDF形式の電磁的記録の外に電磁的記録は保有していないとする上記第3の4の諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

##### 3 不開示情報該当性について

###### (1) 法5条1号該当性について

ア 別紙の番号1欄に掲げる各不開示部分は、写真の一部であって特定個人の顔を判別し得る部分であることが認められる。

当該各部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該各部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当

し、不開示とすることが妥当である。

イ 別紙の番号2欄に掲げる不開示部分には、自衛隊員の俸給表上の職務の級が記載されていることが認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、同号ただし書きないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分に係る自衛隊員の氏名が開示されていることから、当該部分は法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 法5条3号該当性について

別紙の番号3欄に掲げる不開示部分には、部隊の定員及び現員に係る情報が、別紙の番号4欄に掲げる各不開示部分には、部隊の定員に係る情報がそれぞれ記載されていることが認められる。

当該各部分は、これを公にすることにより、部隊の編成及び部隊運用に必要な人的規模が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その弱点をつくことを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	本文 1 頁, 2 頁, 3 7 頁, 4 5 頁, 4 8 頁及び 6 5 頁の写真の顔部分	個人に関する情報であり, 特定の個人を識別することができることから, 法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
2	本文 9 8 頁の一部	
3	本文 4 6 頁の一部	部隊の定員及び現員に係る情報であり, これを公にすることにより, 部隊の編成及び部隊運用に必要な人的規模が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
4	本文 6 6 頁から 8 5 頁までの一部	部隊の定員に係る情報であり, これを公にすることにより, 部隊の編成及び部隊運用に必要な人的規模が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。